

# 平成19年度地区別講習会実施報告

## ●講習会テーマ

合同講義Ⅰ、Ⅱ (結核研究所)	「新制度下における結核対策」
合同講義Ⅲ (厚生労働省)	「感染症法における結核対策」
医師講義	「結核の臨床—最近の動向—」
診療放射線技師講義	「結核の基礎知識と改正感染症法への対応」 ～結核症の胸部エックス線写真所見～
保健師講義	「結核対策における保健看護職の役割」 ～DOTS患者支援と連携～

## ●開催・講師一覧

開催地	日程	担当講師
東北 (山形県)	7/11～12	合同講義：石川信克（結核研究所所長） 医師：御手洗聡（結核研究所抗酸菌レファレンスセンター細菌検査科長） 保健師：小林典子（結核研究所対策支援部長） 診療放射線技師：星野豊（結核研究所対策支援部放射線学科長） 厚生労働省：平山隆則（健康局結核感染症課専門官）
関東・甲信越 (山梨県)	6/14～15	合同講義：島尾忠男（結核予防会顧問） 医師：伊藤邦彦（結核研究所研究部主任研究員） 保健師：永田容子（結核研究所対策支援部保健看護学科長） 診療放射線技師：星野豊（結核研究所対策支援部放射線学科長） 厚生労働省：平山隆則（健康局結核感染症課専門官）
東海・北陸 (静岡県)	8/2～3	合同講義：星野齊之（結核研究所対策支援部企画・医学科長） 医師：高瀬昭（第一健康相談所顧問） 保健師：小林典子（結核研究所対策支援部長） 診療放射線技師：星野豊（結核研究所対策支援部放射線学科長） 厚生労働省：平山隆則（健康局結核感染症課専門官）
近畿 (大阪府)	7/19～20	合同講義：星野齊之（結核研究所対策支援部企画・医学科長） 医師：和田雅子（結核研究所研究主幹） 保健師：永田容子（結核研究所対策支援部保健看護学科長） 診療放射線技師：星野豊（結核研究所対策支援部放射線学科長） 厚生労働省：平山隆則（健康局結核感染症課専門官）
中国・四国 (愛媛県)	6/21～22	合同講義：加藤誠也（結核研究所副所長） 医師：尾形英雄（複十字病院副院長） 保健師：小林典子（結核研究所対策支援部長） 診療放射線技師：星野豊（結核研究所対策支援部放射線学科長） 厚生労働省：平山隆則（健康局結核感染症課専門官）
九州 (長崎県)	7/26～27	合同講義：加藤誠也（結核研究所副所長） 医師：吉山崇（複十字病院第一診療部付部長） 保健師：永田容子（結核研究所対策支援部保健看護学科長） 診療放射線技師：星野豊（結核研究所対策支援部放射線学科長） 厚生労働省：平山隆則（健康局結核感染症課専門官）

※講師の役職は開催当時のものです。

平成19年度も結核予防技術者地区別講習会が全国6ブロックで開催されました。

本講習会は、日本の結核および結核対策における最近の様々な状況の変化を示しつつ、日本の結核対策の今後について展望することを目的とします。刷新される「結核の接触者健康診断の手引き」の解説の他、低まん延化に向けた結核対策については、先進国の事例を題材にして、議論を深めていきます。

## 東北地区

山形県健康福祉部保健業務課  
感染症予防担当 主事

### 濱本 幸樹



平成19年度東北地区結核予防技術者地区別講習会は、山形県が担当県となり、山形市を会場に、7月11日、12日の2日間にわたり開催しました。

今年は、結核予防法が廃止され改正感染症法の施行があり、結核行政が移行期にあるなか、東北地区の医療機関や行政機関はもとより、北海道、新潟県からも参加をいただき、結核に関わる方々の関心の高さを感じる2日間でした。

合同講義Ⅰ・Ⅱでは、「新制度下における結核対策」と題して、結核の基本的事項、日本及び世界の現状、QFT、DOTS等について分かりやすく講義いただき、結核を取り囲む様々な環境を伺うことができました。

各種別の講義では、「医学科」、「保健看護学科」、「放射線学科」に分かれ、それぞれ専門的な見地からの講義をいただきました。講師の先生の経験や、具体的な症例及び実例を基にした説明をし

ていただき、たいへん有意義なものとなりました。

結核対策特別促進事業の報告・評価では、各自治体で行われた結核対策事業に関する事例の紹介をしていただきました。DOTSに関するアンケートの実施や各種研修会の実施、BCGの針痕数の調査、モデル的な結核診査協議会の開催等様々な事例を紹介していただき、今後の結核対策行政に大いに参考となるものであったと思います。

合同講義Ⅲでは、「感染症法における結核対策」と題して、法改正後の結核に関する規定、位置づけ等について講義をいただきました。法改正後間もなく非常に関心の高いところであり、実に得るところが多いものでした。

講習会終了後に開催した行政担当者会議では、接触者健康診断の実施状況、入院患者に関することや感染症診査協議会の開催等、法改正に伴う事務の整理に際し各県で検討している事項等を中心に情報交換を行いました。厚生労働省、結核予防会の講師の先生方に助言もいただき、とても充実したものとなりました。

最後になりますが、講師の先生方、結核対策特別促進事業報告者の方々、講習会の開催にあたりご協力いただいたの方々、講習会に参加していただいた方々に、この場をお借りしまして深く感謝申し上げます。

## 関東・甲信越地区

山梨県福祉保健部健康増進課  
感染症担当 副主査

### 渡辺 美幸



平成19年度関東・甲信越地区結核予防技術者講習会は、山梨県が担当県となり、6月14日、15日の2日間甲府市の山梨県立文学館を会場として開催しましたが、2日間で180名以上の方にご参加いただきました。

今年度は結核予防法が感染症法に統合されたため、法改正に対する参加者の関心が高く、どの講義、報告についても熱心に聞き入っていましたが、特に2日にわたって講演していただいた、島尾先生による「新制度下における結核対策」の講義や、厚生労働省の平山専門官による「感染症法における結核対策」の講義に対しては、差し迫った問題として、大変興味深くお聞きすることが出来ました。

今年度は結核対策にとって大きな転換期を迎えたことから、担当者会議でも、多くの自治体から、

24件の質疑が提出され、当面する手続きの方法等の課題について、情報交換や議論が活発に行われました。また、厚生労働省の平山専門官や結核予防会の講師の先生方にも多くの質問が寄せられ、担当者の方々が熱心に業務に取り組んでいる様子がうかがえる非常に活気ある会議となり、設定時間を延長して会議が行われました。

1日目の講義終了後、講師の先生方と山梨県担当職員の意見交換会をかねた食事を開催したところ、多数の先生のご参加をいただきました。意見交換会では皆肩の力を抜いて、和やかにお話しすることが出来ました。講義会場では拝見できない先生方の素顔もかいま見え、2日目は大変うち解けて、気軽に質問等させていただくことができ、大変有意義な会だったと思います。

こうした意見交換会の席を設ける例はないのかもしれませんが、おかげさまで先生方からもご好評をいただき、講習会も円滑に進めることが出来ました。

最後に、講義、報告をいただいた講師の先生方、講習会の開催にご協力いただいた各都県市の担当者の方々、講習会にご参加いただいた皆様はこの場をお借りして深く感謝申し上げます。

## 東海・北陸地区

静岡県厚生部医療健康局疾病対策室

### 大石 智也



平成19年度東海・北陸地区での結核予防技術者地区別講習会は、静岡県が担当となり、8月2日、3日の2日間にわたり、静岡県男女共同参画センターで開催いたしました。この講習会には、東海・北陸地区の保健所、市町村、医療機関などから約180名の方々に御参加いただきました。

それぞれの講義においては、結核対策の第一線で御活躍されている方の講義とあって、各講義とも受講された方は熱心に聞き入っていました。また、講義後の質疑の時間には、多くの質問が出て、受講者の結核に対する関心の高さがうかがえました。

結核対策事業の評価・報告では、愛知県半田保健所から「愛知県半田保健所管内における直接BCG接種の針痕数調査」、独立行政法人国立病院

機構天竜病院から「DOTSカンファレンスを医師の立場から考える」についての報告をいただき、本県西部保健所からは「医療機関と保健所の連携」について報告をさせていただきました。発表と同時に、講師の先生方にも的確な御助言を頂き、今後結核予防対策を推進していく上で大変参考になる発表会となりました。

講習会後に開催した担当者会議では、厚生労働省及び結核研究所の先生方を助言者としてお招きし、各県・市からの質疑に対する回答や説明を頂き、様々な意見交換を行うことができました。また、他の自治体の結核予防対策について知ることができ大変有意義なものとなりました。

結核予防法が廃止され、結核に関する事項が感染症法に統合された節目の年に、このような講習会を開催することができ、新制度下における疑問を解消する良い機会になったのではないかと思います。

最後になりましたが、御講義いただきました先生方、御多忙にも関わらず特別対策事業の報告をいただいた方々、御参加いただいた皆様にこの場をお借りして深く感謝申し上げます。

## 近畿地区

大阪府健康福祉部地域保健福祉室  
健康づくり感染症課感染症グループ 医師

### 森山 和郎



平成19年度近畿地区の結核予防技術者地区別講習会は、大阪府が担当となり7月19日、20日の2日間にわたり、大阪市内で開催いたしました。

この講習会には、近畿地区の保健所、市町村、地方衛生研究所、医療機関等から約200名の方々に参加をいただきました。近畿地区の結核の罹患率は、大阪府のワースト1を筆頭に4府県がワースト7に入る（平成17年）などの状況であることもあり、結核に関わる参加者の熱意は高く、大変熱心に講演に聞き入っていました。

合同講義では、最初に結核の基礎的知識、その後国内の疫学状況（近畿地区の状況分析も含め）、QFT検査、新しい接触者健康診断の手引きの解説、DOTS、BCGまで、結核対策に従事するものが必要な知識全般を非常にわかりやすくご講義いた

いただきました。厚生労働省結核感染症課から結核予防法の廃止と感染症法への統合について、その経緯、法改正で変わるものと変わらないこと、さらには今後の動きまで、行政として結核対策を進めていく上で、大変役に立つ内容をご講義いただきました。職種別講義では、「医学科」、「保健看護学科」、「放射線学科」に分かれ、それぞれ最新の専門的内容をわかりやすくご講義いただきました。

結核対策特別促進事業の報告・評価では、行政及び医療機関におけるDOTSの取り組み、大学における集団感染対応、接触者調査と菌株の型別分析といった先進的な取り組みを報告いただきました。また、講師の先生方に専門的な視点からの的確な助言をいただき、今後の結核対策を進めるうえで大変参考となる有意義な報告会となりました。

最後になりましたが、講師の先生方をはじめ、近畿各府県の担当者の方々、ご多忙にも関わらず特別対策事業のご報告をいただいた自治体の方々、ご協力いただきました結核予防会大阪府支部の方々、参加された皆様にこの場をお借りして深く感謝申し上げます。

## 中国・四国地区

愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課  
感染症対策係 主任

### 竹内 千鶴



平成19年度中国・四国地区結核予防技術者地区別講習会は、6月21日及び22日、愛媛県において開催いたしました。地区内の保健所、市町、医療機関等から約100名の方に御参加いただき、戸外の暑さに勝るとも劣らない熱気に包まれた2日間となりました。

合同講義及び職種別講義では、我が国の結核対策の第一線で活躍されている講師の先生方から、基本から最新のトピックス、さらには法改正に伴う変更点やその影響等、大変幅の広い、そして大変内容の濃い御講義をいただきました。

結核対策特別促進事業に関しては、①外国人に対する結核定期健康診断事業（広島市）、②DOTS事業（香川県）及び③DOTS事業（愛媛県）の3事例の発表の後、講師から講評をいただきました。①の外国人対策は、国際化の一層の進展や外国人労働者制度の見直し等に伴い、地方にあっても看

過できない課題であり、講師からは、先進事例として高い評価があったほか、接触者検診、被発見患者へのDOTSを含むフォローアップについて助言がありました。また、②では薬局や介護サービスも含めて地域ぐるみでDOTSに取り組んでいること、③では中核市を含む県内の全保健所で統一した取り組みを行っていることの報告がありました。

この地区別講習会は、結核研究所等の研修を受講することが困難な地方にあっては、専門の先生から直接お教えいただく貴重な機会です。また、今回は特に、感染症法と結核予防法の統合直後の開催でもあったため、例年にも増して参加者の関心は高かったようで、事前に参加自治体から多くの質問事項が提出されたほか、質疑応答の時間や休憩時間を利用して熱心に講師に質問し、あるいはお互いに情報交換をする姿が多く見受けられました。

このような結核対策の転換期に開催を担当できたことは大変意義深く、研修を企画いただいた結核研究所に感謝申し上げますとともに、御指導いただいた講師の先生方、特対事業の発表自治体の方、そして遠路はるばる御参加いただいた参加者の皆様方に、誌上よりお礼を申し上げます。

## 九州地区

長崎県福祉保健部医療政策課  
感染症対策班 主任技師

### 清水 裕一



平成19年度九州地区結核予防技術者地区別講習会は、長崎県が担当県となり、7月26日、27日の2日間、諫早市のながさき看護センターを会場に開催しました。県内外の保健所、市町村及び医療機関等から約230名の想定していた以上の参加をいただき、結核予防法が廃止され、感染症法が改正されたことに伴う関心の高さを感じました。特に、県内の医療機関から多数の参加があり、貴重な研修の機会となりました。

合同講義では、DOTS対策、新しい接触者健康診断、QFT検査及び改正感染症法における結核対策について分かりやすく講義いただきました。

また、職種別の講義では、それぞれの専門的な立場から、改正感染症法の解説を含めながら講義をいただきました。活発な意見交換も行われ、有意義なものでありました。

2日目に行われました特別対策事業の報告では、①「福岡市屋外生活者（ホームレス）結核検診事業」（福岡市）、②「DOTS事業の実施状況について」（鹿児島県）、③「グループホームへの服薬支援体制づくりに向けて」（長崎県）の報告をいただきました。①では、健康管理の機会に恵まれないホームレスを対象に検診を数年前より実施し、結核患者が発見され効果が得られていること、②ではDOTS実施体制について報告をいただき、③では本県よりDOTSの具体的事例について報告させていただきました。報告事例については、講師の先生方よりご助言をいただき、今後の各自治体の取り組みに大いに参考になるものでした。

講習会終了後に開催した担当者会議では、改正感染症法に伴う対応等を中心に、各自治体より寄せられた議題について意見交換を行いました。例年以上に議題が多く、限られた時間内で十分な意見交換ができなかった面もありますが、各県の状況を確認することができ大変有意義でありました。

最後になりましたが、講師の先生方をはじめ九州各県の担当者の方々、特対事業の発表者の方々、参加された皆様がこの場をお借りして深く感謝申し上げます。